



シティグループ・インク

パークアベニュー399番地

10043ニューヨーク州ニューヨーク市

2013年3月14日

株主各位

シティの年次株主総会は、2013年4月24日(水曜日)午前9時(米国東部標準時)より、ニューヨーク州ニューヨーク市アベニュー オブ ジ アメリカズ1335番地のヒルトン・ニューヨークにて開催されます。この総会では、同封いたしました議決権代理行使参考書類に記載される各議案を審議いたしますので、当該議案をご覧ください十分に検討いただきますようお願い申し上げます。

総会会場への入場には、入場票またはシティの株主であることを証明する書面が必要となります。年次総会において議決権を行使できるのは、基準日である2013年2月25日の営業終了時における 株主の皆様です。

年次総会にご出席されるか否かに関わらず、株主各位のご意思が反映されるようにするために、同封の委任状にご署名いただき日付をご記入の上、同封の封筒にてご返送いただき議決権をご行使ください。

同封いたしました議決権代理行使参考書類(以下、「原文議決権代理行使参考書類」といいます。)および2012年度年次報告書は、シティのウェブサイト<http://www.citigroup.com>でもご覧になれます。「About Us」をクリックし、次に「CORPORATE GOVERNANCE」、さらに「GOVERNANCE DOCUMENTS」、そして「Annual Reports and Proxy Statements」にて開きます。

議決権代理行使参考書類につきましては、株主の皆様のご参考のため必要な事項を原文議決権代理行使参考書類から抜粋して日本語の翻訳を提供させていただくと共に、参考抄訳を日本におけるシティのウェブサイト<http://www.citigroup.jp/japanese> においても掲載しております。2012年度年次報告書につきましては、同様に上記ウェブサイト<http://www.citigroup.jp/japanese> において日本語抄訳を掲載しておりますので、そちらもあわせてご覧くださいようお願い申し上げます。

目次

年次総会について	1
コーポレート・ガバナンス	5
一定の取引および関係、報酬委員会の兼任ならびに内部者の関与 債務	5 5
株式所有	6
第1号議案：取締役の選任の件	8
取締役候補者	8
役員の報酬	20
2012年度抜粋報酬一覧表	20
第2号議案：独立登録会計事務所の選任の承認の件	23
第3号議案：シティの2012年度役員報酬を承認する勧告的承認決議	25
第4号議案：シティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プランの改正の承認	27
株主提案	29
今後の株主提案の提出	34

*本書は議決権代理行使参考書類の抄訳です。

年次総会について

誰が私に投票を勧誘しているのですか？

シティの取締役会が2013年度年次株主総会における皆様の投票を勧誘しています。

年次総会はいつ、どこで開催されますか？

年次総会は2013年4月24日午前9時（東部標準時）より、ニューヨーク州ニューヨーク市アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ1335のヒルトン・ニューヨークにて開催されます。ヒルトンホテルの入り口は、アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ（6番街）西53丁目と西54丁目の間にあります。

何を決議するのですか？

- 取締役の選任（原文議決権代理行使参考書類の23ページご参照）
- KPMGをシティの2013年度独立登録会計事務所として選任することの承認（同84ページご参照）
- シティの2012年度役員報酬についての勧告的承認決議（同86ページご参照）
- シティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プランの改正（配当相当額に関する件）の承認（同88ページご参照）
- 株主提案3件（同90～95ページご参照）

議題は株主総会にて配布されます。

私の議決権は何個ですか？

2013年2月25日（基準日）現在にて保有されているシティ普通株式1株につき1個の議決権があります。

株主全員の議決権の総数は？

基準日時点でのシティの発行済普通株式1株につき1個の議決権がありますので、3,041,807,175個となります。なお累積投票制度はありません。

総会の開催に必要とされる議決権の数は？

年次株主総会を遂行するための定足数を満たすためには、議決権の過半数である1,520,903,589株を保有する株主が株主総会に出席するか、または委任状を提出していなければなりません。当社では、総会を開催するために必要な議決権数の出席が得られるか否かをできる限り早く把握するため、株主の皆様が年次総会ご出席を予定されている場合でも、委任状によって投票されるよう強くお勧めしております。委任状によって投票される株主の方は、株主の決議を求めて提出された提案のいずれか、またはすべての投票を棄権した場合でも、株主総会に出席したとみなされます。証券会社が保有し、いずれかの提案について当該株式分を投票する株式は、議決の定足数に含まれます。また、証券会社が一件または複数の提案に対して投票をしない株式に関しても年次総会の議決の定足数に含まれます。

シティのいずれかの種類の議決権付株式の5パーセント以上を単独で保有している株主はいいますか？

はい。ブラックロック社およびその子会社（BlackRock）が、2013年2月6日に提出したSchedule 13G Information Statementによれば、ブラックロックはシティの普通株式の6.54パーセントを実質的に保有しています。

詳しくは、この原文議決権代理行使参考書類の「株式保有5パーセントを超える当社普通株式の所有者（Owners of More than 5% of Our Common Stock）」をご参照ください。

委任状用紙記載事項のいずれかに投票しないまま提出した場合、どうなるのでしょうか？

委任状用紙に記入漏れがあるまま署名されて返送された場合には、その株主の方が、取締役会の推奨に従い、委任状用紙に列記された取締役候補者に賛成し、KPMGについて2013年度の独立登録会計事務所として承認し、シティの2012年度の役員報酬を承認したものとみなされ、その他の提案については反対したものとみなされます。

証券会社は私に代わって、取締役の選任または役員報酬に関して、私の株式について投票することができますか？

できません。証券会社が顧客の株式について投票する場合の規則が変更されたことにご注意ください。証券会社はもはや、取締役の選任または役員報酬（役員報酬に関する勧告的承認決議およびシティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プランの変更案を含む）について顧客から指示を受けていない場合には、顧客の株式の議決権を行使する裁量を行使することができなくなりました。どの証券会社が顧客の株式について投票できるかなどの事項に関しては、次の質問をお読みください。

委任状用紙の返送も年次総会への出席もしない場合に、議決権が行使されることはありますか？

ブローカー名義で保有されている株式の議決権をご自分で行使されない場合、ニューヨーク証券取引所（NYSE）によりご自分の証券会社の一任事項であると指定されている事柄については当該証券会社が保有株式の議決権を行使することができます。

一任事項。 KPMGの任命は一任事項です。一任事項について実質株主から指示を受けていないNYSE会員の証券会社は、この議案に関して次のように議決権を行使することができます。(1)その証券会社がシティの関係会社である場合には、その株式について、他の全株式の個々の議案に対する投票比率と同一の比率で投票することが認められ、また(2)それ以外のNYSE会員の証券会社である場合には、自由裁量で投票することが認められています。

非一任事項。 株主が指示をしなかった場合、証券会社は取締役の選任、シティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プランの改正、シティの2012年度の役員報酬に関する勧告的承認決議、および株主提案については株主に代わって投票することができません。一般的に、証券会社の無投票が起こるのは、実質株主からの指示がなければ投票することができない場合において投票の指示が与えられていないときです。

銀行や証券会社の名義ではなく直接ご自分の名義で登録されている株式についてご自分が議決権を行使されない場合には、投票はなされません。議決権行使が投票集計に反映されるよう、委任状により投票してください。

シティグループの従業員福利制度を通じて株式を保有していて、投票の指示を与えなかった場合には、私の議決権はどのように行使されるのですか？

シティグループの従業員福利制度またはストック・インセンティブ・プランを通じて普通株式を保有される方がプラン受託者または管理者に投票の指示を与えなかった場合には、かかる保有株式は、法律による特段の要求がない限り、これらの制度を通じて実質的に所有される株式で投票の指示が受理された株式の投票比率と同一の比率で投票されます。

取締役の選任およびその他の議案を採択するために必要な得票数は何票ですか、また私の投票はどのように集計されますか？

以下の図は、株主総会で検討されるべき議案、取締役の選任およびその他の各提案の採択に必要な得票数、投票の集計方法について説明しています。

議案	投票の選択	議案を採択するために必要な得票数	棄権の影響	「証券会社の無投票」*の影響
取締役の選任	各候補者への賛成、反対または棄権	各取締役候補者への賛成票が反対票を上回った場合、その取締役候補者は選任される	影響なし	影響なし
KPMGの承認	賛成、反対または棄権	年次総会に出席し、議決権のある普通株式の株主の過半数の賛成票	反対票として扱う	証券会社には裁量権があります
シティの2012年度役員報酬の勧告的承認決議	賛成、反対または棄権	年次総会に出席し、議決権のある普通株式の株主の過半数の賛成票	反対票として扱う	影響なし
シティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プランの改正案	賛成、反対または棄権	年次総会に出席し、議決権のある普通株式の株主の過半数の賛成票	反対票として扱う	影響なし
3件の株主提案	賛成、反対または棄権	年次総会に出席し、議決権のある普通株式の株主の過半数の賛成票	反対票として扱う	影響なし

* 一般的に、証券会社の無投票が起こるのは、証券会社が当該証券の実質所有者である顧客からの指示がなければ投票することができない場合で、かつ投票の指示が与えられていない場合です。

取締役候補者が必要な得票数によって再選されない場合、その取締役は後任が選出され、適格となるまで、あるいはその取締役が早期辞任または解任されるまで在職します。シティの付属定款では、取締役候補者が再選されない場合、当該取締役は、取締役としての職務の辞任を申し出るよう規定しています。取締役会がその申し出を受理しないか、または辞任届の発効日を延期しない限りは、投票日から60日後に辞任が成立します。

シティの2012年度役員報酬についての勧告的承認決議についての投票結果は、上記に記載された投票基準を下回って決議が成立したか否かを問わず、取締役会を拘束するものではありません。勧告的承認決議についての株主の議決を評価する際、取締役会は投票結果をすべて考慮します。

私の投票の秘密は守られますか？

I取締役会は、コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの一環として、2006年に秘密投票規則を採択しました。この規則に従い、秘密扱いを希望する登録株主に関して、すべての委任状、投票用紙、および投票集計の秘密が守られます。投票の秘密扱いを希望される登録株主の方は、委任状用紙の該当欄にチェックを入れるか、または電話もしくはインターネットで投票される場合にはその指示に従ってください。「ブローカー名義」または従業員福利制度もしくはストック・インセンティブ・プランで株式を保有されている場合には、投票はすでに秘密扱いとなっていますので、投票の秘密を守るための秘密扱いを要請する必要はありません。

秘密投票の規則は、委任状争奪戦またはその他敵対的委任状勧誘が発生した場合には適用されません。この規則の詳細につきましては、www.citigroup.comで閲覧可能な「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」をご参照ください。

年次総会では他の事項も決議されることがあるのでしょうか？

私どもの知る限りでは、年次総会で他の事項が審議される予定はありません。議決権代理行使参考書類から除外された株主提案が総会で提案された場合は、当該提案は規則に反していることを議長が宣言して無視されるか、あるいは委任状はその提案に対する反対票として行使されます。年次総会でその他の事項が提起され、適切に提示された場合には、委任状は代理権保有者の裁量に基づいて投票されます。

総会が延期または休止となった場合はどうなるのですか？

委任状は依然として有効であり、延期後または再開後の総会で投票できます。また、投票が行われるまでは、委任状の変更や取り消しも可能です。

年次総会に出席するには入場票が必要なのですか？

必要です。総会の会場に入るには、入場票またはシティの株式を保有していることを証明する書面が必要です。年次総会会場に到着すると、運転免許証などの写真入りの身分証明書の提示を求められる場合があります。

- インターネット上の議決権代理行使参考書類の入手方法についての通知を受領された方は、総会会場へ入場するためにその通知を持参してください。
- 通知は受領せず、議決権代理行使参考書類の印刷物を受領し、ご自身の名義で株式を保有している方は、議決権代理行使参考書類とともに送付される委任状用紙の上半分に印刷された入場票を持参してください。
- 通知は受領せず、議決権代理行使参考書類の印刷物を受領し、銀行、証券会社、またはその他の保有者名義で株式を保有している方は、議決権代理行使参考書類に同封されている黄色の入場票を持参してください。
- 議決権代理行使参考書類を電子メールで受領した方が総会会場に入場するには、株式を保有していることの証明が必要になります。銀行または証券会社からの最近の明細書や書簡は、保有者であることの証明の一例です。
- 入場票なしで総会会場に来場された方は、シティの株主であることを私どもが確認できた場合にのみご入場いただけます。株式を共同名義で所有されている方は、両所有者とも総会にご出席いただけます。ただし共同所有を証明するものをご提示いただけます。シティでは年次総会に招待者を収容することはできません。特別な介助を必要とされる方はシェアホルダー・リレーションズまでお電話で1-860-291-4262、または電子メールで次のアドレスまでお問い合わせください shareholderrelations@citi.com。

コーポレート・ガバナンス

<中略>

一定の取引および関係、報酬委員会の兼任ならびに内部者の関与

<中略>

関係当事者取引に関するシティの方針に従い、指名・統治・広報委員会は、シティの取締役を務めるロバート・L・ジョス氏とのコンサルティング契約の更新を承認しました。契約に従い、ジョス氏は2013年度中、シティ、その子会社および関連会社にコンサルティング・サービスを提供し、四半期ごとの後払いで350,000ドルの支払いを受けます。

<中略>

債務

シティグループ・エンployee・ファンド・オブ・ファンズIエルピーは2000年に、シティグループ・キャピタル・パートナーズIIエルピーは2006年に、シティグループ・ベンチャー・キャピタル・インターナショナル・グロース・パートナーシップIIエルピーは2007年にそれぞれ設立されました。これらは直接的に、またはマスター・ファンドを通してプライベートエクイティへの投資を行います。シティは、各従業員が投資した1ドルにつき2ドルを上乗せし、1百万ドルの上限までの条件で従業員が投資した各ファンド、つまりフィーダー・ファンドに拠出します。シティによる拠出は、当該従業員が投資したファンドへの貸付として行われます。各従業員は、権利確定を条件とし、シティからの貸付に起因するファンドの価値の増加分(ファンドが支払った貸付金の利息差引き後)と当該従業員自身の投資に起因するファンドの価値の増加分を合わせた金額の給付を受領します。ファンドの目論見書によれば、執行役員は借入ベースでファンドに参加する資格はありません。

これらの2つのファンドへの投資に関して2012年度に当社の現職および退職執行役員に支払われた分配額は以下のとおりです。

	シティグループ・ エンployee・ ファンド・オブ・ ファンズIエルピー 現金分配
ジェイムズ・フォレス	\$167,500
	シティグループ・ キャピタル・ パートナーズII エルピー現金分配
シリッシュ・アプテ	\$208,889
マイケル・コルバット	\$294,088
ジェイムズ・フォレス	\$588,177
マニユエル・メディナーモラ	\$418,801
アルベルト・ヴェルム	\$599,195

<後略>

株式所有

<中略>

下表は、2013年2月25日時点で当社の取締役、および特定の執行役員が実質的に保有しているシティ普通株式の一覧です。

取締役 および役員:	役職	オプション を除き実質 所有する 普通株式	基準日から 60日以内に 行使可能な ストック・ オプション	実質所有する 普通株式総数
ドン・キャラハン	オペレーション・テクノロジー・ヘッド	297,238	138,972	436,210
マイケル・コルバット	最高経営責任者兼取締役	321,668	99,990	421,658
ジョン・C・ガスバック	最高財務責任者	279,913	99,990	379,903
フランツ・B・ハマー	取締役	7,602	—	7,602
ロバート・L・ジョス	取締役	19,796	—	19,796
ジーン・マクウェイド	シティバンク、エヌ・エイ最高経営責任者	245,997	66,660	312,657
マニュエル・メディナーモラ	シティ共同社長、グローバル・コンシューマー・バンキング最高経営責任者、メキシコ会長	967,875	213,618	1,181,493
マイケル・E・オニール	取締役会会長	59,518	—	59,518
ローレンス・R・リッチャルディ	取締役	16,662	—	16,662
ジュディス・ルーディン	取締役	23,134	1,840	24,974
ロバート・L・ライアン	取締役	20,871	—	20,871
アンソニー・M・サントメロ	取締役	23,560	—	23,560
ジョーン・E・スペロ	取締役	10,394	—	10,394
ダイアナ・L・テイラー	取締役	17,238	—	17,238
ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア	取締役	59,226	—	59,226
エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン	取締役	14,262	—	14,262
取締役および執行役員(全25名)の合計		4,461,302	1,288,161	5,749,463

2013年2月25日現在、取締役または執行役員はいずれも、シティの普通株式の1パーセント以上を保有していません。

2013年2月25日現在、取締役および執行役員全員が、実質的に保有する株式数の合計はシティの普通株式の約0.19パーセントです。

前記の表に示された株式については、全株式がSEC規則の下に実質的に保有されるとみなされ、一部は取締役または執行役員によって直接保有されていない可能性があります。下表は、取締役または執行役員が間接的に保有する様々な形態の株式の詳細一覧です。間接保有される株式には、以下が含まれます。

- 一定の繰延報酬制度の下で受領が繰り延べられている株式
- 家族または信託と共有している株式、家族により保有される株式、取締役または執行役員が受託者であるが実質株主ではない信託により保有される株式、または資産を実質的に全部シティの株式に投資する 뮤チュアルファンドにより保有される株式
- 取締役または執行役員が直接的または間接的な議決権を有するものの処分権を有しない株式
- 取締役または執行役員が直接的または間接的な議決権を有するもの下表に示すとおり処分権は制限の対象とされる株式:

取締役/役員	受領が繰り延べられている株式	家族、信託、もしくはミューチュアルファンドで保有、またはそれらと共有している株式	議決権はあるが処分権はない	処分権の制限対象とされている制限株式または繰延株式
ドン・キャラハン	—	—	—	172,501
マイケル・コルバット	—	1,781	—	196,466
ジョン・C・ガスバック	—	—	—	133,523
フランツ・B・ハマー	7,602	—	—	—
ロバート・L・ジョス	8,326	1,700	—	—
ジーン・マクウェイド	—	100,150	—	118,656
マニュエル・メディナーモラ	—	—	—	227,370
マイケル・E・オニール	31,321	28,200	—	—
ローレンス・R・リッチャルディ	5,771	—	—	—
ジュディス・ルーディン	23,098	36	—	—
ロバート・L・ライアン	19,361	—	—	—
アンソニー・M・サントメロ	23,560	—	—	—
ジョン・E・スペロ	9,395	—	—	—
ダイアナ・L・テイラー	15,603	—	—	—
ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア	8,332	50,896	—	—
エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン	14,262	—	—	—
取締役、取締役候補者および執行役員 (全25名)の合計	166,631	186,253	—	1,995,772

<後略>

第1号議案：取締役の選任の件

取締役会は、現在の取締役全員につき、2013年度年次総会での再選を求めて取締役候補者に指名しました。ただし、ロレンス・リッチャルディ氏はシティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに基づく退職年齢に達し、取締役の再選に立候補しません。取締役は、72歳に達した後は、再任を求める資格がありません。

シティの取締役は全員、株主総会をもって1年の任期を終了するものとします。

<中略>

取締役候補者

次の表は、各候補者が提供した自身の主たる職業、略歴その他の事項に関する情報をまとめたものです。

各候補者の略歴は、指名・統治・広報委員会がシティの取締役として資格があると決定した、その判断材料となるスキルや資格、経験をまとめたものです。

取締役会は、これらの候補者全員につき賛成票を投じられますことを推奨します。

氏名、基準日における年齢	地位、主たる職業、略歴、他法人の役員就任状況
マイケル・L・ コルバット 52歳	シティグループ・インク最高経営責任者 <ul style="list-style-type: none">● シティグループ・インク最高経営責任者—2012年10月から現在● シティのヨーロッパ・中東・アフリカ地域の最高経営責任者—2011年12月から2012年10月● シティ・ホールディングス最高経営責任者—2009年1月から2011年12月● シティのグローバル・ウェルス・マネジメントの最高経営責任者—2008年9月から2009年1月● グローバル・コーポレート・バンクおよびグローバル・コマーシャル・バンクの責任者—2008年3月から2008年9月● グローバル・コーポレート・バンクの責任者—2007年4月から2008年3月● グローバル・リレーションシップ・バンクの責任者—2004年3月から2007年4月● EMセールス&トレーディング及びキャピタル・マーケットFICCの責任者—2001年10月から2004年3月● EMセールス&債券オリジネーションの責任者—1998年3月から2001年10月● 1983年以来シティグループ（あるいはその前身）に勤務● 過去5年以内における他法人での役員就任状況：EMI● その他の活動状況：ブリティッシュ・アメリカン・ビジネス社（理事）、ニューヨーク・シティ/パートナーシップ（理事）、米国スキー・スノーボード協会（理事）、クリアリング・ハウス協会（監督委員）、金融サービス・フォーラム会員、国際金融協会（理事）、WEFビジネス審議会（会員）



技能・資格

コルバット氏は、金融サービス業界において執行役員としての豊富な経験を有する金融の専門家であり、金融サービス、リスク管理、財務報告、国際事業、企業・消費者業務、規制遵守、法人関連業務の各分野における同氏の広範な経験と専門知識により、取締役候補として指名されました。同氏はこれまで、シティグループ・インクの最高経営責任者、またヨーロッパ・中東・アフリカ地域におけるシティの最高経営責任者としての任務を通じて、個人向け銀行業務、法人金融・投資銀行業務、証券およびトレーディング業務、ならびにプライベートバンキングサービス等、シティのあらゆる事業活動において豊富な経験を積んできました。このような職務を通して、コルバット氏は金融サービス、財務報告、法人業務、リスク管理の各分野において幅広い経験を培いました。さらに、シティ・ホールディングスの最高経営責任者として、シティの非中核業務および資産のポートフォリオについて、シティのプライメリカ持分の上場および売却を含め、40以上の事業の売却を監督しました。また、同氏は、シティの消費者金融およびリテール・パートナー・カード事業の再編において5000億ドル以上の資産を売却することで、当社の貸借対照表上のリスク資産を軽減し、シティの中核事業である銀行業務に投じるための資本の確保に努めました。

氏名、基準日における年齢

フランツ・B・ハマー
66歳



地位、主たる職業、略歴、他法人の役員就任状況

ロシュ・ホールディング会長

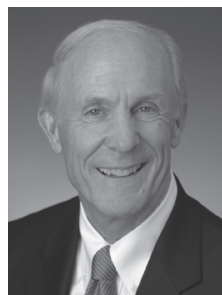
- ロシュ・ホールディング会長—2008年から現在
- ロシュ・グループ会長兼最高経営責任者—2001年から2008年
- ロシュ・グループ最高経営責任者—1998年から2001年
- エフ・ホフマン・ラ・ロシュ最高業務責任者—1996年から1998年
- エフ・ホフマン・ラ・ロシュ製薬部門長—1995年から1996年
- シティグループ取締役—2012年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役—2012年以降
- 他法人の役員就任状況：ディアジオ・ピー・エル・シー（会長）
- 過去5年以内に退任した元取締役職：アリアンツ・エス・イー
- その他の活動状況：フレンズ・オブ・フェロフェバ財団（理事長）、INSEAD（会長）、インターナショナル・センター・フォー・ミッシング・アンド・エクスペロイテッド・チルドレン（理事長）、ザルブルグ大学（理事会メンバー）、ジェイコブス・ホールディング・エイ・ジー（取締役）

技能・資格

ハマー氏は経験豊富なエグゼクティブであり、同氏の国際事業、消費者業務、財務報告、報酬、規制遵守、コーポレート・ガバナンスの各分野における広範な経験により、取締役候補として指名されました。ハマー氏はロシュ・ホールディングの最高経営責任者兼会長や同社におけるその他の要職、グラクソ・スミスクライン・ピー・エル・シーおよびシェリング・プラウの執行役員、ディアジオ・ピー・エル・シーの会長などの役職の歴任を通じ、国際事業、消費者業務、リスク管理、報酬、規制遵守、財務報告、コーポレート・ガバナンスにおいて豊富な経験を培いました。欧米の厳格に規制された業界において大規模かつ複雑な大手企業を長年統率してきた経験から、主要なグローバル市場における事業戦略の実施に関する見識、規制遵守に関する助言のほか、重要なフランチャイズやブランドの開発および拡大のための戦略的指針を提供することができます。さらにアリアンツの国際評議会委員、また複数の慈善団体の一員として、国際事業、消費者業務、法人関連業務について重要な見解を提供することもできます。

氏名、基準日における年齢

ロバート・L・ジョス
71歳



地位、主たる職業、略歴、他法人の役員就任状況

スタンフォード大学経営大学院 フィリップ・H・ナイト教授、名誉学長

- 金融学名誉教授—2010年から現在
- スタンフォード大学経営大学院学長—1999年から2009年
- ウェストパック・バンキング・コーポレーション最高経営責任者兼マネージング・ディレクター—1993年から1999年
- ウェルズ・ファーゴ・バンク副会長—1986年から1993年
- エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント—1981年から1986年
- シニア・ヴァイス・プレジデント—1975年から1981年
- ヴァイス・プレジデント—1972年から1975年
- アシスタント・バイス・プレジデント—1971年から1972年
- 米国財務省経済政策担当副次官補—1969年から1971年
- ホワイト・ハウス・フェロー—1968年から1969年
- シティグループ取締役—2009年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役—2010年以降
- 他法人の役員就任状況：ベクテル・グループ・インク、マケナ・キャピタル・マネジメント
- 過去5年以内に退任した元取締役職：アジレント・テクノロジーズ・インク、ウェルズ・ファーゴ・アンド・カンパニー、マッコリー・DDR・マネジメント・リミテッド
- その他の活動状況：経済開発委員会（理事）、SRI インターナショナル（取締役）

技能・資格

ジョス博士は、経験豊富な金融サービス業界のエグゼクティブであり、学界の権威でもあります。同氏は、国際事業、金融サービス、財務報告、報酬、法人・消費者業務、リスク管理、コーポレート・ガバナンスの各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、オーストラリアおよびニュージーランドの最大手銀行組織の一社であるウェストパック・バンキング・コーポレーション・リミテッドの最高経営責任者兼マネージング・ディレクターおよびウェルズ・ファーゴ・アンド・カンパニーでの副会長を含む執行役員としての経験、ならびにスタンフォード大学経営大学院での10年間にわたるフィリップ・H・ナイト教授および名誉学長としての任務、およびそれ以前の米国財務省経済政策担当副次官補としての任務を通じて、金融サービス、財務報告、報酬、法人・消費者業務、リスク管理、コーポレート・ガバナンスの各分野における幅広い経験と専門知識を得ています。信用委員会の委員長、監査委員会、法令遵守委員会、指名・統治委員会、財務委員会の委員としてのこれまでのウェストパック、上海商業銀行、ウェルズ・ファーゴにおける各社取締役会での任務、またサリー・メイでの任務、ならびに現在のベクテル・グループ・インク取締役会での任務を通じて、国際事業、金融サービス、報酬、財務報告、コーポレート・ガバナンス、リスク管理の理解を深めています。

氏名、基準日における年齢

マイケル・E・オニール
66歳



地位、主たる職業、略歴、他法人の役員就任状況

シティグループ・インク会長

- シティグループ・インク会長—2012年から現在
- バンク・オブ・ハワイ・コーポレーション会長兼最高経営責任者兼取締役—2000年から2004年
- バークレイズ・ピーエルシー最高経営責任者就任—1999年
- バンク・オブ・アメリカ副会長兼最高財務責任者—1995年から1998年
- コンチネンタル・バンク最高財務責任者—1993年から1995年
- シティグループ取締役—2009年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役—2009年から2012年4月
- 他法人の役員就任状況：FT ベンチャーズ（評議会）
- 過去5年以内に退任した元取締役職：なし
- その他の活動状況：ホノルル美術館（理事）、バージニア州立大学ダーデン経営大学院（理事）、米国輸出入銀行（諮問委員会）

技能・資格

オニール氏は、経験豊富な金融サービス業界のエグゼクティブです。同氏は、金融サービス、国際事業、法人・消費者業務、規制遵守、リスク管理、財務報告の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、バンク・オブ・ハワイの元会長兼最高経営責任者、バンク・オブ・アメリカの副会長兼最高財務責任者、コンチネンタル・バンクの最高財務責任者として、金融サービス、国際事業、法人・消費者業務、規制遵守、リスク管理、財務報告の各分野において広範囲に及ぶ経験と専門知識を得ました。バンク・オブ・ハワイは、同氏の指揮の下、3年間の戦略的方向転換に成功し、リスク管理手続きを徹底的に見直しました。バンク・オブ・ハワイ在職中には連邦準備制度理事会諮問委員会の地区委員も務め、規制遵守に関する専門知識をさらに深めています。さらに、コンチネンタル・バンク在職中、また独立ファイナンシャル・コンサルタントとして活動中に、広範囲にわたる国際金融サービス業務を経験しました。

氏名、基準日における年齢

ジュディス・
ルーディン博士
68歳



地位、主たる職業、略歴、他法人の役員就任状況

ロックフェラー財団理事長

- ロックフェラー財団理事長—2005年から現在
- ペンシルベニア大学名誉学長—2004年から現在
- ペンシルベニア大学学長—1994年から2004年
- エール大学学長—1992年から1994年
- シティグループ取締役—2004年以降
- 他法人の役員就任状況：コムキャスト・コーポレーション、エイエムアール・コーポレーション
- 過去5年以内に退任した元取締役職：エトナ・インク
- その他の活動状況：ワールド・トレード・メモリアル財団（理事）、カーネギー・ホール（理事）、ホワイ・ハウス・プロジェクト（委員）、外交問題評議会（評議員）、米国医学研究所（研究員）

技能・資格

ルーディン博士は、非営利部門の経験豊富なリーダーで、広報・渉外、コーポレート・ガバナンス、報酬、財務報告、リスク管理、法務の各分野における技能および経験により、取締役候補として指名されました。現在のロックフェラー財団理事長としての任務、および1994年から2004年退任時までのペンシルベニア大学の学長および1992年から1994年までのエール大学の学長としての以前の任務、ならびにシティの監査・リスク管理委員会での過去の任務、およびコムキャスト監査委員会での任務を通じて、広報・渉外、財務報告、リスク管理、法務の各分野において広範囲にわたる経験を積んできました。さらに、フィラデルフィア市最大の民間雇用者であるペンシルベニア大学の学長、エイエムアール・コーポレーションおよびコムキャスト・コーポレーションの報酬委員会の委員、さらにコムキャスト・コーポレーション、エイエムアール・コーポレーション、およびエトナ・インクの実務取締役としても、報酬事項について幅広い経験を培いました。さらに、ワールド・トレード・メモリアル財団の理事、カーネギー・ホールの理事、ブルッキングス研究所の名誉理事、外交問題評議会の評議員、米国医学研究所の研究員、ニューヨーク市経済機会委員会の委員としての任務により、法人関連業務の問題について理解を深めています。

氏名、基準日における年齢**地位、主たる職業、略歴、他法人の役員就任状況**

ロバート・L・ライアン

69歳

**メドトロニック・インク最高財務責任者(退任)**

- メドトロニック・インク・シニア・ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者—1993年から2005年
- ユニオン・テキサス・ペトロリアム・コーポレーション 財務担当ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者—1984年から1993年
- コントローラー—1983年から1984年
- トレジャラー—1982年から1983年
- ユニオン・テキサス・ペトロリアム・コーポレーション入社—1982年
- シティバンク、エヌ・エイ ヴァイス・プレジデント—1975年から1982年
- マッキンゼー・アンド・カンパニー 経営コンサルタント—1970年から1975年
- シティグループ取締役—2007年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役—2009年以降
- 他法人の役員就任状況：ジェネラル・ミルズ、スタンレー・ブラック・アンド・デッカー
- 過去5年以内に退任した元取締役職：ヒューレット・パッカード、ユナイテッドヘルス・グループ
- その他の活動状況：コーネル大学(理事)

技能・資格

ライアン氏は、経験豊富な金融業界のエグゼクティブであり、財務報告、リスク管理、広報・渉外の各分野における広範な技能および経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、メドトロニックのシニア・ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者(1993年から2005年まで)として、またユニオン・テキサス・ペトロリアム・コーポレーションの財務担当ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者(1984年から1993年)、コントローラー(1983年から1984年)、トレジャラー(1982年から1983年)としての任務を通じて、またシティの監査委員会、ジェネラル・ミルズおよびヒューレット・パッカードの監査委員会での任務を通じて、財務報告およびリスク管理において幅広い専門知識を蓄積しています。シティ、スタンレー・ブラック・アンド・デッカー、ジェネラル・ミルズおよびヒューレット・パッカードの取締役会での任務、ならびにコーネル大学の理事およびハーバード・ビジネス・スクールの視察委員会委員としての任務を通じて、広報・渉外関連業務の貴重な専門知識と経験を積んでいます。

氏名、基準日における年齢

アンソニー・M・
サントメロ
66歳



地位、主たる職業、略歴、他法人の役員就任状況

フィラデルフィア連邦準備銀行
元頭取

- マッキンゼー・アンド・カンパニー シニア・アドバイザー—2006年から2008年
- フィラデルフィア連邦準備銀行頭取—2000年から2006年
- ペンシルベニア大学ウォートン校リチャード・K・メロン金融学教授—1984年から2002年
- シティグループ取締役—2009年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役—2009年以降
- 他法人の役員就任状況：ルネッサンスリー・ホールディングス・リミテッド、ペン・ミューチュアル・ライフ・インシュランス・カンパニー、コロンビア・ファンズ
- 過去5年以内に退任した元取締役職：BofAファンド・シリーズ・トラスト
- その他の活動状況：ベン・フランクリン・テクノロジー・パートナーズ・ペンシルバニア南東地区（理事）

技能・資格

サントメロ博士は、経験豊かなエコノミストであり、経済政策アドバイザーです。同氏は、リスク管理、規制遵守、財務報告の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は多くの高名な地位においてリスクおよび規制の広範な経験を得ており、直近ではマッキンゼー・アンド・カンパニーのシニア・アドバイザーであり、2000年から2006年まではフィラデルフィア連邦準備銀行の頭取を務め、信用・リスク管理に関するシステムズ委員会の委員長、金融サービス方針委員会および支払システム方針諮問委員会の委員も務めていました。また、ペンシルベニア大学ウォートン校のリチャード・K・メロン金融学教授および同校副学長としては、全社レベルでのリスク管理に係る問題ならびに生産性と実績を改善する方法に特に焦点を当てると同時に、業界参加者が競争優位を追求するにあたって直面する業務上の現実と競合上の要求を把握した上で研究がなされることを徹底するために、業界幹部ならびに実務家と緊密に協力しました。さらに、シティのリスク管理・財務委員会および監査委員会、ならびにルネッサンスリー・ホールディングスの投資・リスク管理委員会での任務を通じて、リスク管理の経験を深めています。

氏名、基準日における年齢

ジョン・E・スペロ
68歳



地位、主たる職業、略歴、他法人の役員就任状況

コロンビア大学国際公共政策大学院
上級研究員

- コロンビア大学国際公共政策大学院上級研究員—2010年から現在
- 財団センター客員研究員—2009年から2010年
- ドリス・デューク慈善財団理事長兼最高経営責任者—1997年から2008年
- 米国国務次官経済・事業・農業部門担当—1993年から1996年
- アメリカン・エクスプレス・カンパニー広報・渉外関連業務、コミュニケーション担当エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント—1991年から1993年
- シニア・ヴァイス・プレジデント兼財務部長—1989年から1991年
- 渉外担当ヴァイス・プレジデント—1983年から1989年
- 経営戦略企画部門ヴァイス・プレジデント—1981年から1983年
- 国連大使経済・社会問題担当—1980年から1981年
- コロンビア大学准教授—1973年から1979年
- シティグループ取締役—2012以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役—2012以降
- 他法人の役員就任状況：IBM、インターナショナル・ペーパー
- 過去5年以内に退任した元取締役職：ファースト・データ・コーポレーション、INGグループ・エヌ・ヴィー
- その他の活動状況：カウンスル・オブ・アメリカン・アンバサダー（理事）、アカデミー・オブ・ディプロマシー（会員）、米国哲学協会（会員）、ウィスコンシン大学卒業生研究財団（理事）、インターナショナル・センター・フォー・トランジショナル・ジャスティス（理事）、コロンビア大学（名誉理事）、アムハースト大学（名誉理事）、外交問題評議会（名誉評議員）、ブルッキングス研究所（名誉理事）

技能・資格

スペロ氏は、政府高官、金融サービスでの執行役員、学者として多義にわたる経験を持ち、取締役としての経験も豊富で、非営利セクターの第一人者です。スペロ氏は、コーポレート・ガバナンス、規制遵守、国際事業、消費者業務、金融サービス、広報・渉外、報酬、財務報告の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。スペロ氏は、米国国務次官（経済・実業・農業部門担当）および米国国連大使（経済・社会問題担当）在任中に広範な規制遵守、国際事業の経験を培いました。アメリカン・エクスプレス・カンパニーにおける広報・渉外、コミュニケーション担当エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、シニア・ヴァイス・プレジデント、財務部長などの執行役員として、金融サービスや消費者業務、法人関連業務における専門的知識を深めました。IBMの報酬監査委員会、インターナショナル・ペーパーの監督委員会および公共政策環境委員会をはじめとするIBM、インターナショナル・ペーパー、ING、デルタ航空、ファースト・データ・コーポレーションの現職の取締役または元取締役として、コーポレート・ガバナンス、消費者業務、財務報告、報酬、法人関連業務に関する経験は多岐にわたります。ドリス・デューク慈善財団の元理事長、財団センターの元客員研究員（米国の民間基金が米国の外交政策やグローバルシステムに果たす役割を研究）、そして現職のコロンビア大学国際公共政策大学院の上級研究員（国際慈善事業とそれがグローバルシステムに果たす役割について研究執筆）、非営利セクターにおけるその他の職務経験から、法人関連業務事項について深い見識を得ています。

氏名、基準日における年齢

ダイアナ・L・テイラー
58歳



地位、主たる職業、略歴、他法人の役員就任状況

ウルフェンソン・ファンド・マネジメント・エルピー
マネージング・ディレクター

- ウルフェンソン・ファンド・マネジメント・エルピー マネージング・ディレクター—2007年から現在
- ニューヨーク州銀行監督官—2003年から2007年
- ニューヨーク州パタキ知事副秘書官—2002年から2003年
- ロングアイランド電力公社最高財務責任者—2001年から2002年
- キースパン・エナジー・ヴァイス・プレジデント—1999年から2001年
- ニューヨーク州パタキ知事秘書官補佐—1996年から1999年
- ミュリエル・シーバート・アンド・カンパニー・エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント—1993年から1994年
- エム・アール・ビール・アンド・カンパニー社長—1988年から1993年および1995年から1996年
- ドナルドソン・ラフキン・アンド・ジャンレット・シニア・ヴァイス・プレジデント—1984年から1988年
- リーマン・ブラザーズ・クーン・ローブ・ヴァイス・プレジデント—1982年から1984年
- スミス・バーニー・ハリス・アッパム・アソシエイト—1980年から1982年
- シティグループ取締役—2009年以降
- 他法人の役員就任状況：ブルックフィールド・アセット・マネジメント、サザビーズ
- 過去5年以内に退任した元取締役職：アリアンツ・グローバル・インベスターズ、ブルックフィールド・オフィス・プロパティーズ、FNMA
- その他の活動状況：ACCIONインターナショナル（会長）、AMFAR（書記役）、コロンビア大学経営大学院（監督者会議委員）、ダートマス大学（理事）、GEMS、ハドソン・リバー・パーク・トラスト（会長）、国際女性保健連合（トレジャラー）、メイルマン公衆衛生大学院（監督者会議委員）、ニューヨーク・ウィメンズ・ファウンデーション（会長）、ジ・アフター・スクール・コーポレーション（構成員）、外交問題評議会（評議委員）、ニューヨーク・エコノミック・クラブ、グレーター・ニューヨークYMCA（会長）

技能・資格

テイラー氏は、経験豊富な金融サービス業界のエグゼクティブであり、規制当局者でもあります。同氏は、金融サービス、法人業務、規制遵守、リスク管理、広報・渉外、報酬、コーポレート・ガバナンス、財務報告、法務の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、ニューヨーク州銀行局銀行監督官を務めた経験から、銀行規制およびリスク管理において幅広い経験を有しています。同氏の金融サービスおよび法人業務の経験には、ファンド運用会社のウルフェンソン・ファンド・マネジメント・エルピーのマネージング・ディレクター、総合サービス投資銀行であるエム・アール・ビール・アンド・カンパニーのファンドマネージャー、設立パートナー兼社長として、ならびにドナルドソン・ラフキン・アンド・ジャンレット、リーマン・ブラザーズ・クーン・ローブ・インク、スミス・バーニー・ハリス・アッパム・アンド・カンパニーでの様々な要職を通じたプライベートエクイティ、ファンド運用および投資銀行業界での深い経験が含まれます。それ以前にはロングアイランド電力公社の最高財務責任者を務めました。さらに、サザビーズの報酬委員会、ブルックフィールド・プロパティーズの統治委員会での任務、ダートマス大学の理事、報酬委員会委員および監査委員会委員長、ACCIONインターナショナル、ニューヨーク・ウィメンズ・ファウンデーション、グレーター・ニューヨークYMCA、ハドソン・リバー・パーク・トラストの会長としての任務を通じて、広報・渉外コーポレート・ガバナンス、財務報告、報酬、法務における経験をさらに積み重ねています。

氏名、基準日における年齢

ウィリアム・S・
トンプソン・ジュニア
67歳



地位、主たる職業、略歴、他法人の役員就任状況

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー (PIMCO)
最高経営責任者 (退任)

- PIMCO最高経営責任者—1993年から2009年
- ソロモン・ブラザーズ・インク—1975年から1993年
- ソロモン・ブラザーズ・アジア・リミテッド会長—1991年から1993年
- 西部地区コーポレート・ファイナンス責任者—1988年から1991年
- 西部地区マネージング・ディレクター兼インスティテューショナル・セールス責任者—1981年から1988年
- シティグループ取締役—2009年以降
- 他法人の役員就任状況：パシフィック・ライフ・コーポレーション
- 過去5年以内に退任した元取締役職：なし
- その他の活動状況：パシフィック・シンフォニー・オーケストラ(理事)、トンプソン自閉症財団(会長)、トンプソン・ファミリー財団(理事長)、ミズーリ大学(総長付財務諮問委員会)、オレンジ郡コミュニティ基金(顧問取締役)

技能・資格

トンプソン氏は、経験豊富な金融サービス業界エグゼクティブです。同氏は、金融サービス、コーポレート・ガバナンス、財務報告、報酬、法務、国際事業、法人・消費者業務、リスク管理の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、PIMCOの最高経営責任者(1993年から2009年)、東京のソロモン・ブラザーズ・アジア・リミテッドの会長(1991年から1993年)、ソロモン・ブラザーズの西部地区コーポレート・ファイナンス責任者、および西部地区インスティテューショナル・セールス責任者として、金融サービス、法人・消費者業務、国際事業において幅広い技能と経験をえました。また、パシフィック・ライフ・コーポレーションのリスク・財務委員会委員長、同社の報酬・人事委員会、さらに主任取締役としての任務を通じて、コーポレート・ガバナンス、財務報告、報酬、法務に関する技能と経験を幅広く積んでいます。

氏名、基準日における年齢

エルネスト・
セディージョ・
ポンセ・デ・レオン
61歳



地位、主たる職業、略歴、他法人の役員就任状況

エール大学グローバリゼーション研究センターディレクター、エール大学国際政治経済学教授

- エール大学グローバリゼーション研究センターディレクター、国際政治経済学教授—2002年から現在
- メキシコ大統領—1994年から2000年
- メキシコ国政府教育省長官—1992年から1993年
- メキシコ国政府経済計画・予算担当長官—1988年から1992年
- メキシコ国政府予算担当次官—1987年から1988年
- バンコ・デ・メキシコ—エコノミスト、経済リサーチ部門副部長、FICORCA長官、次官—1978年から1987年
- シティグループ取締役—2010年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役—2010年以降
- 他法人の役員就任状況：アルコア・インク、プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニー、グルポ・プリザ
- 過去5年以内に退任した元取締役職：エレクトロニック・データ・システムズ・コーポレーション、ユニオン・パシフィック・コーポレーション
- その他の活動状況：ロールスロイス（国際諮問委員会委員）、BP（国際諮問委員会委員）、クレディ・スイス・リサーチ・インスティテュート（アドバイザー）、世界経済フォーラム（財団理事会）、G30（構成員）、インター・アメリカン・ダイアログ（構成員）

技能・資格

セディージョ・ポンセ・デ・レオン氏は、元メキシコ共和国大統領であり、熟達したエコノミストであり、学界の権威です。同氏は、国際事業、金融サービス、規制遵守、広報・渉外、財務報告、リスク管理、コーポレート・ガバナンスの各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。メキシコ中央銀行での勤務（1978年から1987年）、メキシコ政府の予算担当次官（1987年から1988年）、同経済計画・予算担当長官（1988年から1992年）、そしてメキシコ大統領（1994年から2000年）など、広範な政府関係役職の経験、ならびにエール大学グローバリゼーション研究センターのディレクターとしての役割、エール大学の国際政治経済学の教授および国際地域研究の教授を含む学界での経験を通じて、国際事業、金融サービス、規制遵守、リスク管理の各分野において幅広い経験を有しています。同氏は、グローバル・デベロップメント・ネットワークの会長、世界銀行グループのガバナンスの現代化に関するハイレベル委員会の委員長、G30の構成員、ACEリミテッド、ロールスロイス、BP、およびザ・コカ・コーラ・カンパニー各社の国際評議会の評議員としての職務を通じて、国際事業、金融サービス、広報・渉外において広範囲にわたる経験を有しています。現在は、アルコア・インクの実業取締役として監査委員会、統治・指名委員会、公的問題委員会の委員を、さらにプロクター・アンド・ギャンブル・カンパニーの実業取締役として統制・公共責任委員会の委員長と革新・技術委員会の委員、財務委員会の元委員を務め、またスペインのグルポ・プリザの実業取締役であり、以前にはユニオン・パシフィック・コーポレーションの実業取締役として監査委員会と財務委員会の委員を、さらにEDSの実業取締役として統制委員会の委員を務めたことから、財務報告、リスク管理、コーポレート・ガバナンス、広報・渉外における経験を有しています。

取締役会委員会

<中略>

下表は上記の各委員会の現在の構成員の一覧表です。

委員会	現在のメンバー
監査委員会	ローレンス・リッチャルディ (委員長) ロバート・L・ライアン アンソニー・M・サントメロ ジョン・スペロ
業務執行委員会	ロバート・L・ジョス マイケル・E・オニール (委員長) ローレンス・リッチャルディ アンソニー・M・サントメロ ダイアナ・L・テイラー
指名・統治・広報委員会	マイケル・E・オニール ジュディス・ルーディン ダイアナ・L・テイラー (委員長) ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン
人事・報酬委員会	マイケル・E・オニール (委員長) ジョン・スペロ ダイアナ・L・テイラー ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン
リスク管理・財務委員会	フランツ・B・ハマー ロバート・L・ジョス アンソニー・M・サントメロ (委員長) エルネスト・セディージョ・ボンセ・デ・レオン

<中略>

役員の報酬

<中略>

2012年度抜粋報酬一覧表

下記の表は、2012年度に最高経営責任者または最高財務責任者を務めた者、および最も高額な報酬が支払われたその他3名のシティの執行役員に対するシティの報酬を2012年12月31日付けの役職とともに示しています。表の形式および内容はSEC規則により規定されたものです。

氏名 主な役職 ⁽¹⁾	年度 ⁽²⁾	給料 (ドル)	賞与 (ドル) ⁽³⁾	株式報奨 (ドル) ⁽⁴⁾	ストック オプション (ドル) ⁽⁵⁾	株式以外の インセンティブ・ プラン報酬 (ドル) ⁽⁶⁾	年金価値 および 非適格 繰延報酬の 変動 (ドル) ⁽⁷⁾	その他 すべての 報酬 (ドル) ⁽⁸⁾	合計 (ドル)
マイケル・コルバット 最高経営責任者	2012	\$ 1,049,188	\$ 2,090,162	\$ 2,250,000	\$ 0	\$ 5,217,414	\$ 4,215	\$ 1,766,529	\$ 12,377,508
	2011	\$ 500,000	\$ 3,000,000	\$ 5,100,000	\$ 2,039,836 ⁽⁹⁾	\$ 0	\$ 4,116	\$ 14,700	\$ 10,658,652
	2010	\$ 500,000	\$ 3,400,000	\$ 4,108,500 ⁽¹⁰⁾	\$ 0	\$ 0	\$ 4,460	\$ 9,800	\$ 8,022,760
ジョン・ガスバック 最高財務責任者	2012	\$ 500,000	\$ 2,600,000	\$ 1,650,000	\$ 0	\$ 3,796,375	\$ 79,033	\$ 15,000	\$ 8,640,408
	2011	\$ 500,000	\$ 2,200,000	\$ 2,333,333 ⁽¹¹⁾	\$ 2,039,836 ⁽⁹⁾	\$ 0	\$ 73,047	\$ 14,700	\$ 7,160,916
	2010	\$ 500,000	\$ 0	\$ 4,166,667 ⁽¹²⁾	\$ 0	\$ 0	\$ 51,995	\$ 9,800	\$ 4,728,462
ドン・キャラハン シティグループ チーフ・アドミニスト レイティブ・ オフィサー兼 オペレーション& テクノロジー部門長	2012	\$ 500,000	\$ 2,800,000	\$ 2,250,000	\$ 0	\$ 5,217,414	\$ 0	\$ 15,000	\$ 10,782,414
ジーン・マクウェイド シティバンクN.A. 最高経営責任者	2012	\$ 500,000	\$ 2,800,000	\$ 2,100,000	\$ 0	\$ 4,284,159	\$ 0	\$ 15,000	\$ 9,699,159
マヌエル・ メディアナ・モウラ グローバル・個人向け銀行 業務部門最高経営責任者 兼ラテンアメリカおよびメ キシコ会長	2012	\$ 546,966 ⁽¹³⁾	\$ 4,181,214	\$ 2,852,650	\$ 0	\$ 5,967,649	\$ 1,583,395	\$ 0	\$ 15,131,874
	2011	\$ 546,966	\$ 4,181,214	\$ 3,998,939 ⁽¹¹⁾	\$ 2,719,781 ⁽⁹⁾	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 11,446,900
	2010	\$ 546,966	\$ 0	\$ 7,450,911 ⁽¹²⁾	\$ 0	\$ 0	\$ 2,119,018	\$ 0	\$ 10,116,895
ビクラム・バンディット 元最高経営責任者	2012	\$ 1,750,000	\$ 2,661,333	\$ 3,998,589	\$ 0	\$ 1,129,768	\$ 0	\$ 15,000	\$ 9,554,690
	2011	1,671,370	5,331,452	0	7,839,581 ⁽¹⁴⁾	0	0	14,700	14,857,103
	2010	1	0	0	0	0	0	0	1

- 指名された執行役員の主な役職は2012年12月31日時点のものです。
- キャラハン氏とマクウェイド氏は2010年度と2011年度は指名された執行役員ではなかったため、報酬は2012年度のみ提供されています。
- 本欄の金額は記載されている年度の業績に対する現金賞与です。SEC規則に基づき、コルバット氏の2012年度賞与のうち半分は英国の規制基準に従って株式で付与されたため、来年度の抜粋報酬一覧で報告されます。
- 本欄の2012年度の値は、2011年度の業績に対して2012年1月に付与された株式の付与日現在の公正価値の総額です。本欄の値は、FASB. ASCのトピック718に準じて計算された付与日現在の報奨の公正価値の総額を示します。本欄の報奨金額算出時に使用した想定は、SECに提出された2012年度のフォーム10-Kによるシティグループ・インクおよびその子会社の連結財務諸表の注記8に記載されています。特に記載のない限り、株式はシティのCapital Accumulation Programに基づいて付与されます。
- 本欄の値は、FASB. ASCのトピック718に準じて計算された付与日現在の報奨の公正価値の総額を示します。本欄の2011年度報奨金額算出時に使用した想定は、SECに提出された2012年度のフォーム10-Kによるシティグループ・インクおよびその子会社の連結財務諸表の注記8に記載されています。
- <中略>

(注記:次ページへ続く)

(注記:前ページより続く)

- (7) これらの金額は、年金給付一覧表でさらに詳細説明されるとおり、コルバット氏、ガスパック氏、メディナ - モーラ氏の年金給付額の現在価値の増加分を示しています。シティグループ年金制度におけるガスパック氏への年金給付額は44,949ドル増加し、従業員退職所得保障(ERISA)法によるシティバンク・エヌ・エイおよび関連会社の補助的報酬制度による同氏への給付額は34,084ドル増加しました。パナメックス年金制度におけるメディナ - モーラ氏への給付額は1,582,455ドル増加し、同氏の勤続年数に応じた法定報酬金は940ドル増加しました。パナメックス年金制度におけるメディナ - モーラ氏への給付額増加分は主に、同年金制度で全給付金を決定する際に使用する保険数理上の想定が変更されたためです。具体的には、(i)割引率が8.50%から7.70%に引き下げられ、(ii)平均余命年齢の改善を反映して適用される生命表が変更されました。パナメックス年金制度の金額は年度末に、シティの財務諸表作成時使用する為替レートを用いてペソから米ドルに換算されます。税制適格でないことを前提に繰延べられた、指名された各執行役員の報酬における市場価格の超過分または優先利益分は0ドルでした。キャラハン氏、マクウェイド氏、パンディット氏はシティグループ年金制度が新規加入者を受け入れなくなった後に雇用されたため年金給付を受ける資格はありません。
- (8) 以下は「その他すべての報酬」の内訳を記載したものです(個人的給付を含みます)。

氏名	セキュリティサービス/システム (ドル)	航空機 (ドル)	地上交通費 (ドル)	財務および税務プランニング (ドル)	医療費および歯科医療費手当 (ドル)
マイケル・コルバット	\$0	\$0	\$0	\$0	\$0
ジョセフ・ガスパック	\$0	\$0	\$0	\$0	\$0
ドン・キャラハン	\$0	\$0	\$0	\$0	\$0
ジーン・マクウェイド	\$0	\$0	\$0	\$0	\$0
マニュエル・メディナ - モラ	\$0	\$0	\$0	\$0	\$0
ビクラム・パンディット	\$0	\$0	\$0	\$0	\$0

氏名	401(k) プランのマッチング 拠出 (ドル)	臨時住居手当 (ドル)	住宅手当/生活費手当 (ドル)	税還付コスト (ドル)	引越し費用 (ドル)	合計 (ドル)
マイケル・コルバット	\$ 15,000	\$ 223,177	\$ 185,713	\$ 1,216,848	\$ 125,791	\$ 1,766,529
ジョセフ・ガスパック	\$ 15,000	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 15,000
ドン・キャラハン	\$ 15,000	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 15,000
ジーン・マクウェイド	\$ 15,000	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 15,000
マニュエル・メディナ - モラ	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0
ビクラム・パンディット	\$ 15,000	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 15,000

欧州・中東・アフリカ地域の最高責任者として、コルバット氏はシティの海外駐在員プログラムの下、2012年1月から10月までニューヨークからロンドンへ海外駐在員として派遣されました。したがって、シティの正式な海外駐在員プログラムで一般に適用される条件に基づき、住宅手当やその他、上述の「税還付コスト」欄に示される平衡税手当を含む手当を受け取りました。海外駐在員プログラムの下コルバット氏に支払われた給付金は、米国から海外へ一時的に赴任するすべての加入者に通常適用されるものです。海外駐在員プログラムは、従業員の人材育成および必要な任務の遂行という目的に加え、海外に赴任する従業員に対し税務上および財務上の利点・不利点を中和して、従業員が個人的な財務上の要因は除外して海外赴任を受け入れるかどうかを決定できるようにするものです。

上述の「税還付コスト」欄に含まれる平衡税手当は、コルバット氏の税債務やその他関連支出を、米国内での勤務を続けていた場合と同程度に抑えるためのものです。これらの金額には、2012年の報酬に関連する平衡税手当の推定額と、報酬や海外駐在員プログラムによる給付にかかる連邦税、州税、地方税、そして米国の税率に比べて高い2012年の英国税率に一般的に帰せられる金額が含まれます。海外駐在員は、一時的な任務によって生じる不都合を最小限に抑えることを目的とした特定の個人的な給付を受けることができ、シティの駐在員向け平衡税方針に基づき、シティはこうした給付金にかかる税金をすべて支払います。なぜなら、これらの給付金は駐在員固有のものであり、当該従業員が海外に赴任していなければ提供されなかった給付金だからです。

「引越費用」欄に表示される金額は、コルバット氏が2012年にロンドンへ引越し、またロンドンから離れたため、2回の引越しにかかっ

た費用です。コルバット氏はまた、今後、平衡税手当と赴任に関するその他の給付金の支払いが2012年以降に必要となれば、海外駐在員プログラムの下、給付金を受け取ることが予想されます。

コルバット氏、ガスパック氏、キャラハン氏およびマクウェイド氏は、米国の適格従業員全員に適用される計算式に従って401(k)プランのマッチング拠出を受領しました。適用法に従って、コルバット氏はシティフライト・インク(シティグループ・インクの子会社)との間で航空機タイムシェアリング契約を締結し、同契約の下、シティの社用機の個人使用分の費用を、シティの飛行費用増加分の総額に基づいてシティに払い戻すことになっています。増加費用の総額は、全国的に認められている独立のサービス会社によって開発された1飛行時間当たりのフライト料金の計算方法に基づいて算出されます。

(注記:次ページへ続く)

(注記:前ページより続く)

- (9) これらのオプションは、2011年2月の執行役員オプション付与の一部です。オプションの期間は6年間で3年にわたり均等に権利が確定します。行使価格は49.10ドルで、付与日のシティの普通株式の公正市場価格と同額でした。これらオプションは、オプションの権利確定後にシティの株価が各行使価格を上回った場合のみに価値を有します。
- (10) この金額は2009年の業績に対して付与されたもので、付与日現在の公正価値373,500ドルの給与株式と、2013年1月にすべての権利が確定したストック・インセンティブ支払プログラム下の報酬3,735,000ドルが含まれます。株式給与の支払いは、TARP執行役員報酬特別監督委員会(「特別監督委員会」)が発行した指針に従って直ちに権利が確定する株式です。ストック・インセンティブ支払プログラムは、特別監査委員会が規定する条件を含むシティ普通株式の制限付株式や繰延株式の付与から構成される、裁量的報酬プログラムです。権利が確定したすべてのストック・インセンティブ支払プログラム株式には売却制限が適用され、2013年1月20日か、あるいはかかる株式の通常の権利確定日1年後のいずれか遅い方の日まで売ることができません。報酬の条件の詳細については、制度報奨付与一覧表の次の「抜粋報酬一覧表と制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討」をご参照ください。
- (11) これらの報奨は、2010年度の業績に対して長期制限付株式制度の下に支給されたものです。報酬の条件の詳細については、制度報奨付与一覧表の次の「抜粋報酬一覧表と制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討」をご参照ください。
- (12) この金額は給与株式支払額です。報酬の条件の詳細については、制度報奨付与一覧表の次の「抜粋報酬一覧表と制度報奨付与一覧表に関する一般的な検討」をご参照ください。
- (13) メディナ - モーラ氏の米ドル建ての基本給は月次ベースで支払時に有効な為替レートを用いてペソに換算されます。
- (14) パンディット氏のオプションは2011年5月に付与されましたが、同氏の退任に伴い、そのうち3分の2は没収されました。パンディット氏は以下をすべて返上しました。行使価格41.54ドルのオプション200,010株、行使価格52.50ドルのオプション66,670株、行使価格60.00ドルのオプション66,670株。権利確定したオプションの期限は10年です。オプションの行使価格は付与日におけるシティ普通株式の市場価格またはそれ以上で、権利確定したオプションの行使価格は以下の通りです。41.54ドル(オプション99,990株)、52.50ドル(33,330株)、60.00ドル(オプション33,330株)。これらオプションは、オプションの権利確定後にシティの株価が各行使価格を上回った場合のみに価値を有します。

第2号議案：独立登録会計事務所の選任の承認の件

監査委員会は、2013年度のシティの独立登録会計事務所としてKPMGを選任しました。KPMGは1969年以来、シティおよびその前身会社の独立登録会計事務所を務めています。

KPMGの代表者が年次株主総会に出席できる手配がなされています。KPMGの代表者は、発言を望む場合にはその機会を与えられるほか、株主からの適切な質問に返答することができます。

独立登録会計事務所の報酬の開示

以下は、KPMGが2011年と2012年の12月31日に終了した年度にシティグループに提供した業務に対して得た報酬の内訳です。

100万ドル	2012	2011
監査報酬	\$ 67.3	\$ 68.8
監査関連報酬	\$ 17.0	\$ 16.7
税務報酬	\$ 8.8	\$ 8.7
その他の報酬	\$ —	\$ —
報酬合計	\$ 93.1	\$ 94.2

監査報酬:この報酬には、シティの連結財務諸表およびサーベンス・アンド・オクスレー法第404条に基づく財務報告に対する内部統制に関する年次統合監査、子会社の財務諸表の監査、およびSECへの登録届出書およびその他資本調達活動に関するコンフォート・レターと同意書、シティの規制当局への届出に係る報告書、規制当局により義務付けられている内部統制審査報告、完了した取引に関する会計上の助言、シティの中間財務諸表の審査に関連してKPMGが稼得したものが含まれます。

監査関連報酬:この報酬には、KPMGが実施した監査に関連する業務の報酬などが含まれ、多くの場合、当社の独立登録会計事務所であれば提供できない業務に対する報酬などです。このような業務としては、M&A案件に関するデューデリジェンス業務、会計コンサルティング、規制当局により義務付けられていない内部統制審査、証券化関連業務、従業員福利制度の監査、証明業務、合意済みの手続きなどが挙げられます。

税務報酬:このような業務としては、法人税確定申告の作成および見直し、税務監査、税務上の経費割当報告書、その他の税務コンプライアンス報酬が含まれます。

その他の報酬:シティグループは、上記以外の業務をKPMGに委託していません。

独立登録会計事務所の業務と報酬の承認

シティの監査委員会は、2012年と2011年にシティの独立登録会計事務所が稼得したすべての報酬を検討のうえ承認し、提供された監査業務と非監査業務の関連性を積極的に点検しました。当委員会は、KPMGが稼得した報酬が、社外監査人が監査業務を行う上でその独立性を維持することと整合するとの結論に達しました。

監査委員会は、シティの独立登録会計事務所が提供する業務とその報酬を予め承認する必要があります。当委員会は監査業務の提供内容について毎年検討を行い、適宜、各業務項目別に具体的な限度額（米ドル建て）を設けて、所定の監査報酬、監査関連報酬、税務コンプライアンス報酬を予め承認します。当委員会は、事前承認の対象ではない具体的な委託事項（内部統制や特定の税務コンプライアンス等）または事前承認された報酬金額を上回った委託事項についても個別に検討します。事前承認業務の定義に合致しない委託事項については、暫定的に、当委員会の委員長に対して承認を得るために提示し、次の定例会議で当委員会全体に提示することができます。

会計事務所の選任に関する指針は、経営陣が独立登録会計事務所の独立性を確保するための主要な基礎とするものです。この指針の管理は、シティの上級コーポレート・ファイナンシャル・マネジメントが統括して点検し、該当年度中を通じてKPMGが受任した業務を監査委員会に報告します。この指針には、シティが該当する監査人の独立性に関する規則を遵守することを確保するために、KPMGのパートナーおよびその他の専門家の採用を制限することも定められています。

取締役会は、2013年度のシティの独立登録会計事務所としてKPMGを承認することに賛成票を投じられることを推奨します。

第3号議案：シティの2012年度役員報酬を承認する勧告的承認決議

1934年証券取引所法規則14a-21(a)項により、原文議決権代理行使参考書類中の「報酬の検討および分析 (Compensation Discussion and Analysis)」の項で開示されているように、当社は指名された執行役員の報酬に関する勧告的決議を求めています。株主の皆様は以下の勧告的決議について投票することが求められています。

議案：「報酬の検討および分析」、報酬一覧表および議論を含め、レギュレーションS-K第402条項に基づいて開示されているシティの指名された執行役員に支払われる報酬をここに承認します。

株主の皆様には、「報酬の検討および分析」全文、特に原文議決権代理行使参考書類42ページ以降の「概要 (Executive Summary)」をよくお読みになることを強くお勧めします。以下に、シティによる株主との対話 (アウトリーチ活動) ならびに役員報酬に関する懸念事項に対応する措置について概要を説明します。

1. 当社は投資家との対話 (アウトリーチ活動) を活発に行いました。

昨年行われた「say-on-pay」投票 (株主による役員報酬についての賛否投票) の結果、当社は株主の懸念をよりよく理解するためのフィードバック方法をただちに改善しました。取締役会のオニール会長率いる会合や人事・報酬委員会 (「委員会」) を何度も開き、シティの合計議決権の30%以上を占める普通株式を保有する約20名の株主と話し合いました。また、議決権代理行使に関する助言会社には、シティの報酬慣行に対する助言会社の見解がシティ株主の見解と同様のものであるかどうかを相談しました。委員会は新たに任命した独立報酬コンサルタントであるフレデリック・W・クック・アンド・カンパニーの支援を受けて、会合で聴取された意見を考慮に入れつつ、取締役ならびに執行役員全員と会合の結果を数カ月をわたって慎重に検討しました。

2. 当社は株主の懸念について体系的に対応しました。

投資家の意見は様々でしたが、これらの会合から共通のテーマが明らかになり、当社はそれについて対応しました。

- 株主全体から寄せられた意見は、当社の報酬制度にはもっと客観的な測定基準と決定のための枠組みが必要ということでした。当社は、より客観的な業績査定を中心に構成した新たなプログラムを設計しました。このプログラムは2012年から重要側面において実施されていましたが、2013年から有効となり、株主の多くが望んでいたスコアカードベースの新たな役員報酬制度を採用します。この制度は従来の役員報酬制度に取って代わるものです。従来の制度は、金融サービス業界でよくみられるように、かなり自由裁量の余地がありました。2013年からは、インセンティブ報酬の付与は、各年度の初めに各執行役員毎に予め決められた業績目標を基準にして決定され、年末に委員会が既定の目標を基準に業績を査定します。さらに、標準的な慣行通り、市場並みの報酬水準の変更やその他関連要因も考慮します。委員会はその上で、シティのCEOに対する変動型インセンティブの金額を決定し、CEOの推奨を考慮して他の執行役員の報奨を検討・承認します。

さらに、この新たなプログラムの一要素として、報酬と業績との既存の関連性をさらに強化するため、当社はインセンティブ報酬の一部として業績シェアユニット報酬を導入します。これはシティが2013年に指名する執行役員の2012年の業績に適用されます。この点に関しては、「報酬の検討および分析」で詳述します。各執行役員が受け取る業績シェアユニット報酬の目標値は前年度の業績に基づいて決定され、3年毎に付与される業績シェアユニット数は予め設定された財務指標に基づいて決定されます。業績シェアユニット報酬は今後、シティの執行役員報酬プログラムの重要な要素となり、2012年のインセンティブ報酬全体の30%に相当します。

新たに採用したアプローチは2012年を通じて開発されたため、2012年初には確立していませんでした。したがって、委員会は2012年度のインセンティブ報酬額決定においては、混合アプローチを使用しました。混合アプローチでは、2013年に導入が予定されているスコアカード指標に基づき、指名された執行役員のインセンティブ報酬額が委員会の裁量によって決定されました。

- CEOの報酬が実績に対して高すぎるとの意見があったため、当社はCEO報酬を大きく変更しました。特に投資家からは、2011年の元CEOのリテンション報酬が高すぎるとの懸念が聞かれました。当社元CEOパండిット氏は退任しましたが、2011年のリテンション報酬は失効しました。新たなCEOとして指名されたコルバット氏には特別な報奨は付与されていません。2012年にコルバット氏に支払われた報酬には、シティの将来の業績と直接連動する業績シェアユニットが含まれます。

2012年、シティの全体的な業績は株主のトータルリターンという面で大幅に改善しました。2012年の株主トータルリターンは年間50.6%で、2012年12月31日までの3年間における累積リターンは19.8%です。ただし、2009年には希薄化につながる増資を行ったため、長期的な株主リターン（5年間のトータルリターンなど）は今後もしばらく他社を下回る水準が続くと思われます。

- 支払いに対する最低水準の厳格化を求める株主の声に応じて、新たなプランには大きなハードルを設けました。具体的には、新たな業績シェアユニット報酬には投資家の期待に沿った基準値が設けられ、報奨尺度の最低基準が満たされなければ報奨は付与されません。
- もっと透明性の高いコミュニケーションを求める株主の声に応じて、「報酬の検討および分析」の構成を大きく変更しました。当社の報酬支払いおよび決定方法の提示方法を大きく変更しました。また、新たな報酬の枠組みは今までより透明性が高まり、理解しやすくなっています。

3. 執行役員への報酬支払い方針を強化しました。

投資家からは当社の報酬に関するガバナンス方針への賛同の声が聞かれましたが、今年はさらにいくつかの改善を加えました。

- 長年にわたる当社の株式所有コミットメント方針の下、執行役員はシティのインセンティブ報酬制度で付与された正味株式の75%を保有することが義務付けられています。今後、執行役員はたとえシティの職員でなくなったとしても、執行役員としての職を退いた後の1年間、累積した株式の半分を保有することが義務付けられます。
- 当社は、インセンティブ報酬制度に業績連動確定条項を追加しました。既存のクローバック条項に加え、これらの新たな条項は、執行役員の責任でシティが財務上大きな被害を受けたり評判を落としたりした場合に、その執行役員のインセンティブ報酬を取り消すことを可能とするものです。
- 当社は、執行役員によるシティ株のヘッジ取引や質入れを全体的に禁止する条項を採択しました。

これらの強化策に加え、当社のプログラムにはこれまでも、以下のようなベストプラクティスが講じられています。

- クローバック
- 手当での制限と、特別給付や補完退職年金制度の排除
- 支配権の変更や雇用解除に関する契約の排除
- 雇用契約の制限
- 独立報酬コンサルタントの使用

取締役会は、原文議決権代理行使参考書類に記載されている「報酬の検討および分析 (Compensation Discussion and Analysis)」、報酬一覧表ならびに関連資料に開示されているシティの執行役員報酬を承認する上記議案の勧告的承認に賛成票を投じられることを推奨します。

第4号議案：シティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プランの改正の承認

人事・報酬委員会（「委員会」）は、シティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プラン（「2009年プラン」または「当プラン」）の第9項改正を推奨し、取締役会は全会一致でそれを承認しました。株主に承認されれば、この改正により、業績連動型の権利未確定株式にも配当相当額が加算されることになります。配当相当額は、業績基準やその他の条件が満たされて原資産である株式の権利が確定した場合のみ、確定した範囲内において支払われます。以下に詳述するように、この改正により、シティは今後も競争力ある株式ベースのインセンティブ報酬を提供し、プラン加入者と株主との利害を今まで以上に一致させることが可能となります。

2009年プランの改正案の承認に賛成すべき理由

2009年プランの第9項改正案は、業績連動型報酬が配当を累積できるようにすることでインセンティブを高め、従業員と株主の利害を今まで以上に一致させることになります。配当は業績基準が満たされない限り支払われることはありません。

2013年2月19日、シティは、資本蓄積プログラムに基づくインセンティブ報酬の一部として、（従来型のサービスベースの確定条件に加え）業績達成を確定条件とする制限株式および繰延株式報奨を約4,000名の従業員に付与しました。これらの報奨は適用される米銀規制ガイダンスによる「カバード従業員」を対象とするものです。業績達成確定条件では、確定予定時期が来ても、その前年度において加入者の事業が損失を出していた場合は加入者の報奨の一部または全部が取り消されます。この業績達成確定条件は当社の資本蓄積プログラムの新しい特徴で、その狙いは、インセンティブ報酬制度を通して報酬と業績との既存の連動性を高め、リスクに対するアプローチを強化することです。業績連動確定型株式報酬は今後も当社のインセンティブ報酬の重要な一部となるでしょう。

シティの資本蓄積プログラムにおける報奨では通常、報奨が確定するまでは実際の配当に対する権利は生じません。確定期間中、報酬には通常、発行済普通株式は含まれないためです。しかし、このプランの下、資本蓄積プログラムの下付与された未確定の株式を保有する従業員には、普通株式に対して実際に支払われた配当額に相当する金額（「配当相当額」）が支払われます。資本蓄積プログラムと他行の同様のプログラムは従来、未確定株式に対して配当相当額を支払ってきました。しかし、当プランでは現在、いかなる時も、業績連動型の未確定株式における配当や配当相当額の支払いや計上は認められていません。

第4号議案が承認されれば、2009年プランの第9項を改正して、委員会が業績連動型の報酬株式（2013年2月19日に付与された報奨も含む）に対して配当相当額を加算できるようになります。業績基準が達成され、原資産の株式が確定されない限り、配当金が支払われることはありません。第4号議案の承認によって、当プランの下残存するその他報奨の条件やその他の条項を変更するものではありません。この改定後も、業績基準が達成されない限り配当相当額が支払われることはないため、業績連動型とする趣旨に反するものでもありません。

改正案はシティとその株主の利益を最優先するものだと考えます。業績連動型の報酬株式に配当相当額を認めることは、業績連動で意図する業績向上へのインセンティブの強化につながり、当プランの主要目的であるインセンティブ報酬における従業員と株主との利害を一層近付けるものです。

この改正案によって2013年2月19日に付与された報奨に関し、4年間の確定期間に生じるシティのコストは、現在の配当方針がそのまま有効であると仮定すると120万ドル未満と予想されます。

新たなプランによる給付額

2009・ストック・インセンティブ・プラン（2013年4月24日付けで変更された場合）

シティグループの配当方針が今後も変更されず、業績基準が達成され、すべての報奨が確定したと仮定した場合、2013年2月9日に付与された報奨に関して支払われる配当相当金の合計額。

氏名・主な役職	ドル
マイケル・コルバット、最高経営責任者/取締役候補	\$ 6,422
ジョン・ガスバック、最高財務責任者	\$ 3,994
ドン・キャラハン、事業・技術部門長	\$ 4,302
ジーン・マクウェイド、北米シティバンク最高経営責任者	\$ 4,302
マヌエル・メディナ・モラ、シティ共同社長、グローバル・コンシューマー・バンキング最高経営責任者、メキシコ会長	\$ 6,659
執行役員のグループ ⁽¹⁾	\$ 53,480
非執行役員のグループ	\$ 0
非執行オフィサー社員グループ	\$ 1,074,643
合計給付額	\$ 1,128,123

(1) 上述の役員を含む

残存する報奨でこの改定案によって利益を得るものは他にありませんが、2014年に当プランが失効する前に付与される報奨が今後あれば、この改定の結果、配当相当額が加算される可能性があります。これは当プランの授権株式数の増加を求めるものではありません。当プランが失効後、2014年に新たなプランの承認を求めるまで、ニーズを満たすために必要な数の授権株式は十分あると思われま

当社のエクイティ・プランと付与慣行に関する追加情報はこの議決権代理行使参考書類の「報酬の検討および分析」セクションと、2013年3月1日にSECに提出したフォーム10-Kのシティグループ2012年度年次報告書に含まれる財務諸表の注釈8に記載されています。

当プランの説明など、詳細情報については、第4号議案と一体とみなされる付属書類Aの情報を御覧ください。付属書類Aの情報は承認を求めている改正の内容を理解する上で非常に重要と思われ、必ずお読みになることを強くお勧めします。付属書類Aには当プランの改正文章と、第4号議案が承認された場合に第9項に加えられる修正後の文章が記載されています。当プランと、承認が求められている改正案を完全に理解するためには、当プランの改正をよくお読みになることが必要です。

取締役会は、第4号議案において述べられたシティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プランの改正案を承認することに賛成票を投じられることを推奨します。

株主提案

シティは、株主と対話し、発行体／投資家のワーキング・グループに参加し、また株主全員の最善の利益になると考えられる場合には株主の懸念に対応する方針もしくは戦略を採用するなどして、株主が表明した懸念に対応すべく全力を尽くしています。2013年には人事・報酬委員会が株主提案に対応して当社の報酬慣行を一部改定し、支配権の変更があった場合に株式報酬の確定を繰上計上しない慣行を正式決定するとともに、執行役員が当社の執行役員でなくなった場合、退任後もそれまで株式所有コミットメントの対象だった株式の50%の保有を義務付ける保有期間を設けました。過去数年にわたり、シティは、クレジットカードに関する新規制、デリバティブ、リスク管理、レポ取引、監査法人の交代、および業界団体支払いに対する当社の対応などの問題に関する数名の議案提案者およびその他の関係当事者に面会してきました。当社は、株主が経営陣および取締役会とコミュニケーションを図ることを奨励しています。経営陣、取締役会、または個別の取締役とのコミュニケーションをご希望される株主は、原文議決権代理行使参考書類の20ページに記載されているとおり、ご要望をコーポレート・セクレタリー宛てにお送りください。

第5号議案

ケネス・スタイナー氏（住所：郵便番号11021ニューヨーク州グレイト・ネック、ストーナー・アベニュー14番地2M；1,800株保有の実質株主）は、年次株主総会で審議されるべき議案として下記の議案を提出しました。

第5号議案* - 役員による株式の相当部分の保持

議案：株主は役員給与委員会に対して、上級役員が株式報酬制度を通じて取得した株式の相当比率を通常の退職年齢に達するまで保持することを義務付ける方針を採択することを要求します。この方針上、通常の退職年齢は、退職給付制度加入者が最多数である当社の適格退職給付制度によって定義されるものとします。株主は、当社の役員給与委員会が、保持比率として株式の25パーセントを採択することを提案します。

この方針は、本方針の適用対象となる株式に関し、売却ではないものの役員にとって損失のリスクを低減させるヘッジ取引を禁止するものとします。この方針は、上級役員のために確立されたその他の株式保有規則を補足するものとし、現在実施されている当社の既存の契約義務および報酬制度・給付制度の規約に違反しないように施行されるものとします。

上級役員が役員給与プランを通じて取得した株式の相当部分の保有を義務付けることによって、当社役員は当社の長期的な成功に向けて注力するようになります。全米産業審議会のタスク・フォースの役員給与に関する報告書は、役員に対して退職時まで保有することを義務付けることで、「長期的な株価の上昇に注力するインセンティブが一貫して強まる」と述べています。

また本議案は、当社が2012年に報告したコーポレート・ガバナンスにも照らして検討する必要があります。

独立調査会社であるGMI／ザ・コーポレート・ライブラリは、当社を「高ガバナンスリスク」として「D」に格下げしました。また、役員給与に関しても、最高経営責任者を突然辞任したビクラム・パンディット氏に対する1,400万ドルの報酬を「重大懸念」としました。GMIは、最も高額な報酬を受ける役員への株式報酬は、株主利益に沿った業績に基づいて決定されるべきと述べています。加えて、市場価格ベースの当社のストックオプションによる報酬付与では、最も高額な支払を受けた役員の業績に関係なく、市場の上昇によって恩恵を受ける可能性もあります。ダイアナ・テイラー氏とウィリアム・トンプソン氏には最多の反対票が投じられたにもかかわらず、当社の役員給与委員会と指名委員会の67%を支配しました。指名委員会の残る一名はジュディス・ロダン氏で、2011年のAMR破綻時の貴重な経験を当社にもたらしめています。

2012年の株主提案に対する賛成票は、当社取締役たちが株主提案への賛成票よりも反対票を行うことを容易にしていなければもっと多かったと思われる。

当社経営陣は、シティグループ・インクにおいては、デラウェア州法が認める限り、株主は署名による合意によって最大限に行動する権利を既に有していると表明しました（2011年1月27日）。当社の問題が継続する場合、これは参考となるでしょう。ウェット・シール社（WTSLA）の株主は2012年10月、署名による合意を使ってパフォーマンスが悪い取締役を交代させることに成功しています。

株主価値の保護のため、本議案に対して肯定的に対応するように取締役会を奨励してください。

役員による株式の相当部分の保持 - 第5号議案*

要約

シティの現在の株式保有規則（SOC）は、この株主提案と同じ目的に適うものであり、株式報酬制度の詳細により沿ったものとなっております。さらに、シティの人事・報酬委員会（「委員会」）は最近、執行役員が、離職あるいは執行役員の地位を退任後、引き続き株式の相当部分を保持するよう、シティの長年のSOCを修正しました。改訂版SOCは、当社株式のヘッジ取引や質入れ行為を禁じるという最近の規約変更とともに、この株主提案で提起された懸念に対処するものとなっております。

検討すべき重要点：

- この提案は、執行役員がシティの長期的な成功に注力するよう、株式の相当部分をシティの適格退職制度で定義される「通常の退職年齢」まで保持することを義務付けるものです。シティの適格退職制度における「通常の退職年齢」は65歳です。
- シティの既存のSOCは、株主提案と同じ目的を共有しています。また、シティのアプローチは執行役員と株主の間の長期的な利益を一致させるものとなっております。シティは執行役員に対し、その在職中、そして、離職あるいは執行役員の地位から退任以降1年間、株式の相当部分を保有することを義務付けています。これは、雇用の終了が通常の退職年齢の前であっても後であっても変わりません。
- シティのSOCでは、執行役員に対し、その在職中は、シティの株式プログラムに基づくインセンティブ報酬として付与された株式のうち、少なくとも75%（現金同等物を除き、税金の支払とオプション行使価格に必要な金額は含まない）の保有を義務付けています。さらに、2012年からは、いかなる理由であれ、シティを離職、もしくは、シティの雇用は継続していても執行役員の地位を退任した後、株式の相当部分を保有することが求められる期間が新たに適用されることになりました。シティから離職あるいはシティの雇用は継続していても執行役員の地位から退任した役員は、SOCの適用対象となる株式数の50%をその後1年間保有することを義務付けられます。
 - 例：ある執行役員が、シティ離職時あるいは執行役員退任時にシティの株式100株を保有していたとします。うち、SOCの適用対象は75株でした。この執行役員は、シティ離職時あるいは執行役員退任以降、少なくとも1年間は、シティの株式37.5株を保有し続けることが義務付けられています。
- シティのSOCは、短期的な業績に集中することを避けるインセンティブを提供しています。シティのSOCは、役員が離職直後に保有株式を売却して個人的な利益を得るために短期間に株価を人為的に吊り上げる要因を排除するように設計されたものです。このような可能性は殆どないと思われませんが、こうした方法はそのような利益を執行役員が得ることを防ぎ、役員がシティを離職した後であっても、執行役員と株主の利益が引き続き一致することを確実にするものとなっております。
- 株主提案は、通常の退職年齢に到達する前に執行役員が離職した場合、「退職年齢までの保有」要件がシティでの雇用終了後についても適用されるかどうかを提示していません。例えば、株主提案者は、35歳の時点でシティの執行役員を退任した者に対して、離職後30年間にわたって株式を保有し続けることを要求する可能性があります。このような要件は、過度な負担を強いるとともに実用的ではありません。シティが規定している離職後株式保有期間は、株主提案者の懸念に対処する一方でシティの制度の詳細により適合したものとなっております。
- シティは長年にわたり、経営陣およびその他従業員によるシティ株式の取引を制限し、繰延株式報酬制度およびSOCによって設けられたインセンティブを損ねるのと同様な経済効果を持つヘッジング取引、デリバティブ取引、またはその他取引に対象従業員が従事することを禁止する個人取引方針を採択しています。これらの規定は、シティの執行役員の利害とシティの株主およびその他のステークホルダーの利害を一致させること、また、従業員がリスク低減原則に従って行動するよう動機づけることを意図したものです。2012年、シティは規定を拡張し、取締役会の構成員と執行役員が、経済的損失のリスクに備えてシティ証券のヘッジング取引を行うことやローンの担保もしくは与信枠のためにシティ証券を質入れすることを禁止するようになりました。この拡張規定はシティの「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン」に含まれています。

シティが最近、シティの制度に適した方針を採択して執行役員向けの離職後株式保有期間を義務付けたこと、また、シティの方針によって執行役員による株式のヘッジング取引と質入れ行為が禁じられていることから、株主提案によって提起された懸念は解決されています。したがって、取締役会は本第5号議案に反対票を投じられることを推奨します。

第6号議案

CtWインベストメント・グループ（住所：郵便番号20036ワシントン・コロンビア特別区N.W.、Lストリート1900番地、900号室；120株保有の実質株主）は、年次株主総会で審議されるべき議案として下記の議案を提出しました。

企業のロビー活動によってシティは、それが掲げた目標や目的、そして最終的には株主価値に影響するリスクにさらされる可能性があります。

株主は、シティの目標や目的を評価するため、シティから提供された情報に頼っております。このため、シティのロビー活動がその目標と一致しているのかどうか、また、株主の利益や長期的価値に適うものであるのかどうか、ロビー活動に関する完全な開示に強い関心を示しています。

議案：シティグループ・インク（以下「当社」といいます。）の株主は、下記の事項を開示した報告書を年に1度更新して提供することを取締役会が承認するよう、ここに要請します。

1. 当社の（直接的および間接的な）ロビー活動や草の根ロビー活動におけるコミュニケーションを規定する当社の方針や手順
2. (a)直接的、間接的双方のロビー活動、および(b)草の根ロビー活動のコミュニケーション、のそれぞれに当社が行った支払（いずれの場合も支払金額と受領者名を含む）
3. モデル法案を作成・支援する非課税団体に対するシティグループの会員権および支払
4. 上記第2項に記載した支払に関する、経営陣と取締役会による意思決定過程と監視体制

この提案上、「草の根ロビー活動のコミュニケーション」とは、一般大衆に向けたコミュニケーションのことであり、(a)特定の法律や規制に関し、(b)法律や規制に関する意見を反映するもので、(c)コミュニケーションの受領者が法律か規制に関して行動を取ることを奨励するものです。「間接的なロビー活動」とは、当社が構成員となっている業界団体やその他の組織が従事しているロビー活動を示します。

「直接・間接的なロビー活動」と「草の根ロビー活動のコミュニケーション」はともに、地方、州、連邦レベルでの取り組みを含むものです。

報告は、監査委員会もしくは取締役会のその他の関連監視委員会に提出し、当社ウェブサイトに掲載されるものとします。

株主による補足説明

本提案者は、シティグループの長期株主として、法案に影響する企業支出の透明性と説明責任を支持します。説明責任の制度がなければ、当社の資産が政治目的に使われる可能性があり、当社やその株主がリスクにさらされ、長期的な株主の利益が脅かされる可能性があります。

3名のIMFのエコノミストが、2000年から2007年における当社を含めた金融機関によるロビー活動と2008年のより大きなリスクテイクならびに業績悪化との間には相関関係があり、ロビー活動を行っていた融資行ほど2008年に救済を受ける確率が高かったという調査結果を発表しています(2010年4月発表デニス・アイガン、プラチ・ミシュラ、ティエリ・トレッセル著「A Fistful of Dollars: Lobbying and the Financial Crisis」)。

当社は2011年、連邦政府へのロビー活動に5兆4,700億ドルを支出しました(opensecrets.orgをご参照ください)。この数値には草の根ロビー活動の金額が含まれていない可能性があります。当社は、証券業・金融市場協会の取締役会を代表しているものの、業界団体への支払額については公表していません。

また、2003年以来、当社は45州で400名のロビイストを使っています(followthemoney.orgをご参照ください)。全ての州がロビー活動の費用の公開を義務付けているわけではありません。当社の取締役会とその株主が直接的な草の根ロビー活動に使用された会社の資産の用途とこの費用がもたらすリスクを評価できるよう、完全な情報公開が必要です。

要約

シティには、ロビー活動や政治献金に関する報告や説明責任についての包括的なシステムが既にあります。シティはまた、ロビー活動や政治献金に積極的に関与している30以上の州で、連邦および州レベルで法規制に基づく政治献金開示義務を遵守しています。地方ごとの要件によって公開の頻度は異なり、公開情報内容も管轄区毎に異なります。ロビー活動については一般的に、報告期間中にロビー活動を行った論点や法案、議会や機関、ロビー活動のために支出した金額の開示が義務付けられます。政治献金については一般的に、献金先の委員会、金額、選挙サイクル、献金日や資金源の開示が義務付けられます。

また当社は、ロビー活動や政治献金に関し、シティの社内監査チームによる監査だけでなく、規制当局による無作為の監査にも合格しております。さらに、当社は欧州連合の自発的ロビー活動公開記録にも参加しております。したがって、株主提案による報告書の準備は不要です。

検討すべき重要事項：

- シティでは、政治活動に関連した支出とロビー活動の支出について透明性を促進し、監督を強化する規定を既に導入しております。
 - 第一に、ロビー活動の報告が行われている連邦政府と州政府ウェブサイトへのリンクを作成しました。
 - 第二に、2011年にシティは、支援対象の業界／事業団体に書簡を送付して、シティの事業体とその業界団体または事業団体に提供する資金（会費など、その形態を問いません。）が「独立的支出」に使用されないことを確保するプロセスを当該団体が有していることを証明することを求めました。「独立的支出」とは、政治家候補もしくはその政治家候補を支持する（またはその対立候補を批判する）後援会以外の組織による支出、または企業もしくは業界団体による当該組織への献金を指します。
 - 第三に、シティは現在、草の根ロビー活動に従事しておらず、住民投票に対する賛成も反対も行っておりません。今後、当社と当社の株主の最善の利益のためにそういった行為を行うことを決定した場合、それらの活動については公的に情報開示を行うことを確約します。
 - 第四に、シティは「モデル法案」（様々な問題に関して州議会に指針を示すための草稿法案）の支援もしくはその原案作成を行ういかなる非課税機関の会員でもないと考えています。
 - 第五に、当社は、すべての企業政治献金ならびにシティの政治行動委員会（PAC）による献金の一覧を、当社の株主および一般の人々に開示しています。この一覧は、透明性と説明責任を促進するために年に1度更新したうえ当社ウェブサイトに掲載しています。
- シティの取締役会会の指名・統治・広報委員会が規約に定められた通り、当社政治活動の監督責任を負っています。
- 政治活動、ロビー活動、草の根活動に関するシティの方針は、シティの「政治献金・ロビー活動に関する表明」（以下、「本表明」といいます。）に詳しく明記されています。本表明は、当社ウェブサイト www.citigroup.com でご覧いただけます。
- シティは、当社とその利害関係者に影響する法規制の制定に際し、当社の意見が公平に考慮される確率を高めるため、州ならびに連邦レベルで積極的に立法手続きに関与しています。
- シティは、当社におけるロビー活動やその費用の公開に関し、連邦、州および地方の法規制を受けています。シティはこの規則に従い、業務を行ううえで最も高い倫理基準を維持するよう心がけております。
- 当社の現在の公開文書では、経営陣によるロビー活動や政治献金に対する決定プロセスを含め、当社のロビー活動関連費用に関する詳細な情報を株主に提供しております。年に1度提供される株主への報告書では連邦、州、および地方の法規制に基づいて既に情報を開示しており、本株主提案は重複を招く可能性があるため、当社の貴重な資源の効果的利用とはならないと考えられます。

当社では既に政治献金やロビー活動に関する詳細情報の公開を実践しているため、株主提案により要求された追加的公開が必要であるとは考えておりません。したがって取締役会は本第6号議案に反対票を投じられることを推奨します。

第7号議案

ジョン・ハリントン氏（住所：郵便番号94559カリフォルニア州ナパ、セカンド・ストリート1001番地325号室；150株保有の実質株主）は、年次株主総会で審議されるべき議案として下記の議案を提出しました。

議案：株主は、社内方針や公の秩序に鑑み適切とみなされる場合、取締役の免責補償を拒否することをより実際的にするために必要な定款の変更またはその他必要な措置など、適切な方針の変更を検討してそれを決定するよう取締役会に要求します。検討する際は、保険の範囲と免責補償との関係、企業の訴訟戦略、取締役の適切な裁量権の維持、新たな取締役を引き付けるための能力などを十分に考慮する必要があります。また、そうした方針や修正は、新方針や変更が有効になった後、かつ新たな取締役就任後に発生した行為とそれに関する請求や法手続き、訴訟にのみ適用されるよう、不遡及的にのみ有効とします。

補足説明:

現在の定款では、取締役は「デラウェア会社法で最大限に許可されているところまで」免責補償されることになっています。実際問題として、最大限の免責補償は取締役の個人的なリスクを排除し、ひいては信認義務に違反するような不適切、不法、犯罪行為につながる可能性すらあります。株主提案の意図するところは、受託者の監督を最大限に行い、不適切な免責補償を避けることです。

2004年6月1日にWall Street Lawyerで発表され、アンドリュース・カース法律事務所によりインターネットで再版された「Indemnification of Directors and Officers: A Different Side to the Problem of Corporate Corruption (取締役と役員への免責：企業腐敗問題のもう一つの側面)」は、「企業や保険会社は、免責補償義務は簡単に避けられないことに気づき始めている。(中略) 保険会社や企業に対する擁護論にも関わらず、法廷は、それらの義務を規定する文書を検討し、保険証券、定款、免責補償契約は一般的に、補償者を救済するにはあまりにも広義であまりであるか、もしくは制限的すぎるとの結論を出している。」

この記事は、当事者が補償に値するとは考えにくい場合でも免責補償契約は最大の免責補償を提供している点に言及しています。現在の免責補償の欠点の1つは、当事者が和解し、非を認めない場合に補償を拒否する規定がないことです。ほとんどの定款や規約では、そのような場合に企業は補償する以外、選択肢がほとんどありません。SECは、和解した被告が補償を求めることができないような合意を得ましたが、シティグループの取締役が補償を受ける可能性のある多くの場合は含まれていません。SECは、取締役や役員を免責補償する企業は公共の秩序に反した行動を取っている可能性があるとして、そのような行為を行った企業少なくとも1社に対して罰金を科すとの結論を下しました。

過去10年間にわたりシティグループが関与してきた規制当局の措置やスキャンダル、論争はあまりに多く、この株主提案欄に書ききれないほどです。効果的な監督のためインセンティブを提供し、常識に反するような状況で株主が取締役を援助するようなことにならないよう、免責補償方針の実用的な見直しと改定を行うよう会社に促すこの提案に賛成してください。

経営陣の意見

要約

この株主提案は、株主もしくはシティの利益に適合するものではありません。なぜなら、この提案は、取締役として最適な人材をシティが引き付け、つなぎとめるのが不可能とまではいなくても、それを非常に難しくするからです。デラウェア州法で許可もしくは義務付けられている場合にのみ、シティは取締役を免責補償します。

検討すべき重要事項:

- デラウェア州法の下で免責補償が義務付けられている場合を除き、シティがデラウェア州法に基づいて取締役を免責補償できるのは、当該取締役が当社の最善の利益のため、あるいはそれに反していないと合理的に思われる行動を誠実に行った場合に限りです。また、刑事訴訟については、当該人物の行為が不法であったと考えられる理由があった場合、その取締役は免責されません。

- その他の大企業同様、シティは定款に従い、取締役に免責補償を受ける権利を提供しております。定款の下では、現在および過去の取締役には、弁護士費用や取締役として提供したサービスに関して被った損害に関し、デラウェア州法で許可されている最大限まで補償を受ける権利を与えています。定款およびデラウェア州法の観点から、定款の下でシティの取締役が「誠実性」、「最善の利益」、「法律に違反しない」という上記の基準に従った場合、あるいは、そのような免責補償がデラウェア州法で義務付けられている場合にのみ、定款では免責補償が義務付けられます。
- 仮にこの株主提案が採択された場合、デラウェア州法の下での免責補償基準を満たしているか否かに関わらず、取締役にとっては、シティのために行った誠実な行為の結果、訴訟問題が生じれば、弁護士報酬や費用、損失の補償を受けられるかどうか不確定となります。
- この株主提案の補足説明は、シティの現在の定款が「信認義務に違反した不適切、不法、犯罪行為でさえ」取締役の個人責任を免責すると示唆しています。当該人物が「誠実性」、「最善の利益」、「法律に違反しない」という上記の基準を満たさない限り、定款は取締役の免責を認めていないため、シティではこの表現は誤解を招くと考えております。
- 取締役の免責補償を否定することがシティの株主にとって有益であると考えられる理由は全くありません。取締役として適任者を引き付け、つなぎとめるためには、適切な免責補償は欠かせません。そして、十分な免責補償がなければ、公開企業の取締役に対する訴訟が蔓延するなか、シティの取締役となることに躊躇する可能性が増えるでしょう。この株主提案は、優秀な取締役を引き付け、つなぎとめるうえでシティを不利な立場に置くことになります。

この株主提案は取締役に提供される重要かつ標準的な保護を排除するため、優秀な取締役を引き付けることが非常に困難になり、当社は競争上著しく不利な立場に置かれることになるため、取締役会は本第7号議案に反対票を投じられることを推奨します。

今後の株主提案の提出

SEC規則14a-8に基づき、次回の年次株主総会において議案の付議を予定されており、かつ当該議案が当該総会向けの議決権代理行使参考書類に記載されることを望まれる株主は、議案を書面にて、原文議決権代理行使参考書類の表紙に記載されている住所のシティのコーポレート・セクレタリー宛てに提出しなければなりません。当該議案は2013年11月14日必着となります。議案と提案者は規則14a-8項の該当する要件をすべて満たさなければなりません。

次回年次総会における取締役選任に向けた株主からの候補者および次回年次総会において付議されるべき株主提案で、規則14a-8項に基づいてシティの議決権代理行使参考書類への記載のために提出されていないものに関しては、シティの付属定款に従い、株主提案者はシティに対して書面で候補者および議案を通知しなければなりません。通知は、シティの付属定款の該当規定すべてに準拠し、シティのコーポレート・セクレタリー宛てに2013年12月26日から2014年1月24日までの間に送達されなければなりません。シティの付属定款の写しは、原文議決権代理行使参考書類の表紙に記載されている住所の当社のコーポレート・セクレタリーに書面で申し込むことによって入手できます。